

文教再建に關する決議に對する田中文總大臣演説

(昭和二十一年八月三日)
衆議院本會場

唯今各派共同の御提案に依りまする、文教再建に關する決議が成立致しましたのに就きまして、一箇これに對しまする所信を被認致しますことをお許し願ひます。

此の決議は正に、我が教育史上、並びに政治史上劃期的な、一大歴史的記念碑とも申すべきものでありまする、尙ほ歌謡文部の府に奉りまする者にとりまして、これ以上の感謝、これ以上の感激はあり得ないのであります。

決議の指導原理となつてゐます所の、眞理と人道とを目標と致しまする、教育の尊崇と教育權の確立とは、これ體に、國內的には、各派が一致共闘せられましたことに依つて明かになりましたやうに、實に教育政策の差異を超越致しまする、教育の根本政策であります。それ等は更に國際的情勢をも持つものであります。それ等は更に教育理念に深く承認せられてゐまする、民族の差異を超越します所の、普通人類的な教育理念に深く染みてゐるものであります。此の決議こそ正に世界各國の信頼と敬愛を得るに足る存じます。

擇けられました六ヶ條の項目は、何れも現下の文教政策の死活問題とも申すべき程の、重要性を持つてゐますものであります全く御同感御賛成であります。

教育制度の根本的刷新は、現下の急務でありますて、其の全面的検討と再建設の爲めに、内閣所管の、民主的な教育刷新委員會を設置致しまして、最近に美足しまする準備を整ひました。

青年教育の充實と振興は、国民道德と教育の面上の見地からも應ぜられてゐます所でありますて、これは教育刷新委員會に歸りました上、急速に實現致し度い所存であります。

次に教育費恢復は目下の急務でありますて、これに就きましては、算的基準其の他適切なる方策を講じますことに依りまして通常なきを期し度、又社會教育、科學教育並びに体育の充實振興に就きましては、其の努力を傾注致し度く存じて居ります。

又教育者養成機關の革新の御要望は、正に識者の輿論を反映してゐるものでありますて、これ亦前記の委員會に歸りました上、過去に物説す

特に上場

ることなく、最善の方策を採求し、これを断行致し度く存じます。

次に教職員の待遇改善でありますか、從來大多數の教職員が其の受付てゐました不正當な待遇に拘りませず、克く其の天職にふさはしい態度と品位とを守つて參つた事請を、各位は深く御洞察に相成りまして、其の正道の施行を御要望せられましたことは、此の問題に關し日夜苦慮致して参りました我々と致しまして、衷心感謝の至りに存じます。幸に大體當局の理解ある協力を得まして、國民學校及び青年學校に就きましては改定換算に於きまして一般官公吏の水準までの待遇改善費を計上致し、又中等學校から大學までに就きましても同様に規則を以ちまして待遇改善費を追加換算に計上致す準備を終めて居ります次第であります。

次に教育の官僚主義化は、明治以來の経験に倣しまして既に職者か憲感して參つた我が教育界の横弊の一つとも申すべきものであります。此の官僚主義は我が教育の民主主義化の最大の障礙であること、既に天下の輿論と申しても幾々かなく、且つ又全國教育便箇開の、好意に満ちる讀者で讀かれて居ります所の報告書か、日本教育の地方分権化を要望致してゐます精神も此處に有するものと存じられます。

此の問題の解決と致しましては、「教育は教育者自身の手に依つて」と言ふ根本方針に基きまして、教育行政の全般的改革を實行しなければなりません。具体策と致しましては、地方教育行政に關しましては、文部省に於てをして、数ヶ月來國外語の講習も學業に致しまして研究して参りました後によりますれば、全國を教員の學區^ト分けまして、それに從來府縣に屬して居りました所の、人事其の傳教育に關する権限をこれに委譲致し、都區の教育行政は原則として地方教育者の手に委つて運営するのであります。但し此の案は目下の所文部省内部だけの施設の程度のものであります。其の實現には廣く讀者の意見を審し又内務省其の他諸省各方面の理解と協力を要しますと言然であります。文部省と致しましては是非共此の問題を解決致く決心致して居ります。

然しそのから教育の官僚主義化よりの解放は地方のみに止まりませず、文部省自身に於ても實現しなければならぬのであります。此の意味に於をまして、我々は、一方文部本省の地方教育に就する領域を統一的監

書を極力激論又は緩和致し、其の権限を大幅に地方教育界に委譲致します。すると共に、他方本省人等の方針と致しまして、第一段の教育の實務化深い体験を持つてゐる者を重要な地位に立てる方向に此の上共努力致し堅く存じて居ります。

茲に全國四十萬の教職員は、此の創立的を決議が成立致しました今日、歴の日を、誤くましい歴史と心からなる底蘊とを以て回憶致しますことあります。又全國民は平穡國家文化國家の理念の門出に最もふさはしい、各國の傳承と敬愛とをかも得るに足る、此の歴的を決議に附しまして、心からなる賜物を施るに賛成致さないことを我々は確信するものであります。

我々は今、此の力強い御文持と御政綱とにかく重い申し上げます十道は、此の決議案と實成御演説の精神とを体し御綱の各項目とぞ、文字通り、忠實に、最大の努力を以て今後の教育政策の上に具体化し以て終般頃の文部省の罪亡をしてすること以外には存しないことを確信致すものであります。此の上とも各位の御同情ある御願意を衷心御請ひ申し上げます次

第であります。